

規制の事前評価書

1 規制の名称

取消処分者講習の受講対象の拡大

2 担当部局

警察庁交通局運転免許課

3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成25年3月

(2) 分析対象期間

平成24年1月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

現行制度においては、運転免許（以下「免許」という。）の取消し（一定の病気等に該当することを理由とするものを除く。）を受けた者で運転免許試験を受けようとするものは、過去1年以内に取消処分者講習を受けなければならないこととされている。しかしながら、免許が失効したため取消処分を受けなかった者等は、取消処分を受けた者と同等の危険性が認められるにもかかわらず、取消処分者講習を受講しなくても運転免許試験を受けることができるという問題点があるため、そのような者に対する交通安全上の再教育を徹底する必要がある。

(2) 規制の内容

免許が失効したため免許の取消しを受けなかった者等（以下「準取消処分者等」という。）が運転免許試験を受けようとする場合は、過去1年以内に、取消処分者講習を終了していなければならないこととする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第96条の3及び第108条の2（講習）第1項第2号

6 想定される代替案

運転免許試験を受けようとする準取消処分者等に対しては、取消処分者講習を受けるよう任意に促すこととする。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、準取消処分者等が運転免許試験を受けようとする場合には、過去1年以内に取消処分者講習を受けていなければならなくなり、一定の遵守費用が生じる。

代替案については、運転免許試験を受けようとする準取消処分者等は法的義務が課せられるものではないため、新たな遵守費用は想定できない。

(2) 行政費用

改正案については、公安委員会に、準取消処分者等に対して取消処分者講習を行う事務が発生するが、既存の講習事務と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

代替案については、運転免許試験を受けようとする準取消処分者等に対して取消処分者講習を受けるよう任意に促す事務が発生するが、既存の免許申請の受理等の手続の中で行うことが可能であり、新たな行政費用はほとんど生じない。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、新たな社会的費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、準取消処分者等に、取消処分者講習を受講させてその危険性を改善することにより、免許を再取得した後の交通事故を未然に防止することができる。

代替案については、準取消処分者等が、受講しても法的効果の発生しない取消処分者講習を受講することは期待できず、受講する者はほとんど見込まれないことから、免許を再取得した後の交通事故を未然に防止することができないおそれがある。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、準取消処分者等には取消処分者講習の受講という遵守費用が生じるものの、便益の点では、その者による交通事故の抑止効果が期待できるところであり、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者ともほとんど差がないのに対し、便益の点では、準取消処分者等に、取消処分者講習を受講させてその危険性を改善することにより、免許を再取得した後の交通事故を未然に防止することができる改正案は、代替案よりも便益が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

特になし。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況、免許を再取得した準取消処分者等による交通事故の発生状況等を勘案し、本規制によってもなお準取消処分者等による交通事故の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。